

ソフトウェア使用権許諾契約書

株式会社ウェブデモ(以下「当社」という)ならびに Qarbon,Inc は、お客様に対してビューレットビルダー(以下「本ソフトウェア」という)の非独占的使用権を下記条項に基づき許諾します。

定義

- 「ライセンス」とは、本ソフトウェア使用権許諾契約書(以下「本契約書」という)で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。
- 「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱数数字等をいいます。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより本ソフトウェアを利用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。ただし、本契約書で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは本ソフトウェアにおいて初めに与えられたライセンスと一体のものみなします。
- 「登録ユーザー」とは、本ソフトウェアの使用者として、本ソフトウェアに登録された方をいいます。

第1条(使用権の許諾)

- 本ソフトウェア使用権許諾契約(以下「本契約」という)をお客様が遵守することを条件に、当社ならびに Qarbon,Inc は、お客様に対し本ソフトウェアの非独占的使用権を許諾します。
- 前項の使用権の許諾は日本国内においてのみとし、お客様は本ソフトウェアを日本国外に輸出または、移転等しないものとします。
- お客様は、**本ソフトウェアを1台のコンピュータにセットアップして使用することができます**。ただし、お客様が本ソフトウェアについての複数のライセンス数(ユーザー数)の使用許諾を受けている場合には、本ソフトウェアを許諾されているライセンス数以内の台数のコンピュータにセットアップして使用することができます。
- お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品(以下、「旧バージョン製品」という)からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様は本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンピュータする必要がある場合を除いては、旧バージョン製品を破壊(アンインストール)した後、単一のサーバーコンピュータにインストールし、本契約で許諾された範囲内でのみ本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアをバージョンアップとして使用された場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅します。

第2条(複製、改変等)

- お客様は、本ソフトウェアならびにライセンスキーの複製または改変を行わないものとします。

第3条(禁止事項)

- お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアの貸与、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よってお客様はいかなる状況においても、お客様以外の法人または団体の構成員、その他個人に対して、本ソフトウェアを使用する権利を与えることはできません。
- お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、本ソフトウェアのコード・構造・編成等に関する情報、ならびにライセンスキーに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはいけません。また本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁じます。

第4条(著作権等)

- 本ソフトウェア(HTML、プログラム部分および各画面表示部分を含む一切)、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件的財産権」という)は、当社ならびに Qarbon,Inc およびその供給者に帰属します。
- 本件的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないとします。
- 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第5条(本契約の解除および終了)

- お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、当社は本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- 本契約が解除となった場合、お客様は本ソフトウェア構成部分、ドキュメントならびにその一切の複製物を破壊、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、当社は一切責任を負いません。

第6条(保証の制限)

- 当社は、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。
- 当社は、本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
- 当社ならびに Qarbon,Inc の口頭または、書面等による一切の情報・助言は、新たな保証やその他いかなる意味においても本条項の範囲を拡大するものではありません。
- 当社は、本ソフトウェアの配給媒体(ソフトウェアの記録媒体、ライセンスキー証明書、その他説明書等)に物理的な瑕疵がある場合、交換により対応するものとします。このとき、提供される代替品は当社によって選択されるものとし、交換前のものと同一の内容であることの保証はいたしません。ただし、これらの場合、お客様は本ソフトウェアと、その購入を証するもの両方を当社に返却するものとします。また、当社は、お客様または第三者の故意あるいは過失による場合は、保証の責任を負わないものとします。

第7条(免責)

当社ならびに Qarbon,Inc は、お客様が本ソフトウェアまたは、本操作ガイドを使用することによって発生した直接的、間接的もしくは波及効果による損害、データ、プログラムその他無体財産に対する損害、使用利益および得べかり利益の喪失に対して一切責任を負わないものとします。本件ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、商業性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の権利侵害および瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負いません。当社ならびに Qarbon,Inc が、これらの可能性について事前に知らされていた場合も同様です。

第8条(操作ガイドの取り扱い)

お客様は、本操作ガイドを複製しないものとします。また、本操作ガイドの著作権は当社に帰属します。

第9条(準拠法および雑則)

- 本契約は、法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- 本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じて、地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様も当社も合意するものとします。

第10条(その他)

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、当社によって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいさかの影響をもたえるものではありません。なお、これらの条項については、お客様の事前の了承を得ることなしに追加、変更することがあります。新たな使用許諾条件公示後も使用を続けることによって最新の使用許諾条件を承諾したものとします。

平成 23 年 12 月 7 日

株式会社ウェブデモ
〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町 4-27 井上ビル2F
Tel:0467-58-0365 Fax:0467-58-0505